



カブドットコム証券株式会社
(コード番号：8703 東証1部)
代表執行役社長 齋藤 正勝

2009年7月31日

金融庁による行政処分及び社内処分について

当社元社員が当社株にかかる内部者取引を行ったという不祥事案の発生に関し、本日、当社は金融庁から、法人関係情報に係る不正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況であるとして、下記の通り、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。

当社といたしましては、この行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さま、一般投資家の皆さま、当社株主の皆さまをはじめとする関係者の皆さまにご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

また、本事案に関する金融庁のご指摘や、社内調査及び特別調査委員会による調査報告書の内容を踏まえ、本日、関係する役員の処分を決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 本件の背景にある経営管理上の問題点も踏まえ、経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、経営管理態勢の強化を図ること。
- (2) 適切な業務運営を確保する観点から、内部管理部門および内部監査部門の体制を整備し、その十全な機能発揮の確保に取り組むこと。
- (3) 情報セキュリティ管理をはじめとする内部管理態勢の状況を検証し、必要な整備を行うとともに、その実効性確保のために必要な措置を講じること。
- (4) 役職員の職業倫理の強化及び情報セキュリティ管理に対する意識の向上等を図る観点から、教育・研修のあり方を見直し、経営陣が率先して適切に実施すること。
- (5) 上記(1)～(4)への対応状況について、平成21年8月31日(月)までに、書面で報告すること。

2. 本事案に係る役員の処分

今回の事案に係る役員に対する処分内容は以下の通りです。

(平成21年7月31日付)

代表執行役社長 報酬の50%の4ヶ月分減給

取締役会長 報酬の40%の3ヶ月分減給

専務執行役2名 報酬の30%の3ヶ月分減給

3. 今後の予定

当社は今回の行政処分に基づき、抜本的な業務改善計画を策定し、8月31日までに、金融庁に報告書をご提出する予定です。策定した業務改善計画の概要は、金融庁に報告書をご提出した後、速やかに公表いたします。

以上

わたしたちは**MUFG**です。
MUFG

カブドットコム証券 <http://kabu.com>

東証 1 部 [8703]